第3回人権条例(仮称)検討委員会

日 時:令和4年1月18日(火) 午後3時~4時30分 場 所:18階特別会議室

1 開 会

- 議事 2
 - (1) 条例素案についての意見募集結果について
 - (2) 条例案について
 - (3) その他
- 3 閉 会

配付資料

• 資料 1 条例素案についての意見募集結果について

• 資料 2 条例案について

これまでの検討経過資料 • 参考資料

第1回検討委員会資料(議事概要,配布資料) 参考1

第2回検討委員会資料(議事概要,配布資料) 参考2

男女共同参画局 人権同和対策課

鹿児島県人権条例(仮称)検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、鹿児島県人権条例(仮称)検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は, 鹿児島県人権条例(仮称)制定に向けて幅広く意見を聴くとと もに, 必要な事項について検討を行うこととを目的とする。

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は, 鹿児島県総務部男女共同参画局人権同和対策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか,委員会の運営に関し必要な事項は委員長が 別に定める。

附則

この要綱は、 令和3年5月13日から施行する。

鹿児島県人権条例(仮称)検討委員会参加者名簿

	氏 名	機関・団体・役職
)	小 栗 實	鹿児島大学司法政策教育研究センター 特任教授 (憲法)
	花月 敏郎	学校法人不二学園 認定こども園 紫原幼稚園 園長
	髙 﨑 恵	オフィスピュア 男女共同参画政策アドバイザー
	鶴田 啓洋	(一社)Saa・Ya 代表理事
	永里 佐和子	鹿児島県弁護士会 弁護士
	梅津 百合子	鹿児島県老人福祉施設協議会 理事
	上塘 正人	鹿児島県医師会 理事

0

座 席 図

令和4年1月18日(火) 午後3時~4時30分 18階特別会議室

